

堺市監査委員公表第12号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年3月26日

堺市監査委員	信	貴	良	太
同	小	堀	清	次
同	藤	坂	正	則
同	澤		由	美

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	令和5年8月1日～令和5年12月21日	
措置を講じた部局等	建築都市局	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>1 (1)</p> <p>都市計画手数料(屋外広告物許可申請手数料)について</p> <p>堺市屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の表示等を行う者から屋外広告物許可申請手数料を収入している。</p> <p>この事務について、以下のとおり意見を付す。</p> <p>[屋外広告物の変更申請について(意見)]</p> <p>堺市屋外広告物条例では、広告物の表示等を行う者は許可を受けなければならないとされており、許可を受けた者は、当該許可に係る広告物の変更等を行うときは変更の許可、許可期間満了後、継続して広告物の表示等を行うときは更新の許可を受けなければならないとされている。</p> <p>許可申請書は新規・変更・更新とも共通の様式であり、いずれかを選択するようになっている。令和5年4月分(全83件)を確認したところ、更新・変更の両方を選択し、申請しているものが8件あり、それらは全て本来、変更申請の許可を受けた上で広告物等を変</p>	<p>現状、更新申請の提出時に、許可を受けず変更した広告物を確認した際は、広告物を変更した時点から許可が失効していると考えられることから、更新申請時点から許可をしています。</p> <p>御意見を受け、新規申請時における変更を含む各種手続に関する書面の配布に加え、新規申請から時間が経過した申請者が、手続について失念していると考えられることから、更新案内送付時に全申請者へ変更申請を含む各種手続について周知する書面を送付します。また、ホームページに</p>	<p>都市計画部 都市景観室</p>

<p>更すべきところ、申請を行わずに変更し、更新申請の際に事後的な変更申請を同時に行っているものであった。市は、これらの申請に対し更新のみの許可を行い、更新に係る手数料を徴収している。</p> <p>原則的には、広告物を変更する際に、変更の申請を受けて変更の手数料を受領し、その後、更新時期が到来した際に、更新の申請を受けて更新の手数料を受領すべきである。上記のような運用をすることによって変更手続が形骸化し、条例の本来の目的を損なうおそれがある。変更の際は事前に申請が必要であることを周知徹底し、制度を的確に運用するよう取り組まれない。</p> <p>5 (1)</p> <p>公有財産（土地・建物）の管理について</p> <p>公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 行政財産の目的外使用許可</p> <p>令和 5 年 9 月 19 日に市営住宅（公営住宅）2 か所の敷地の実地調査を行ったところ、目的外使用許可を受けていない掲示板が 1 台ずつ設置されていた。</p>	<p>において、掲載内容を見直し、案内の充実を図りました。</p> <p>御指摘を受け、掲示板の所有者に状況を説明し、2 か所のうち 1 か所の掲示板については、所有者が撤去し、令和 5 年 11 月 24 日にそれを確認しました。もう 1 か所の掲示板については、掲示板の所有者が目的外使用許可の手続を行い、令和 5 年 12 月 11 日付けで許可しました。</p>	<p>住宅部 住宅管理課</p>
--	---	----------------------

<p>イ 行政財産の管理</p> <p>令和5年9月19日に市営住宅(改良住宅)1か所の敷地の実地調査を行ったところ、営業施設として使用承認を行っている店舗の前の共用部分に設置根拠のない自動販売機が設置されていた。</p> <p>5(4)</p> <p>現金等の管理について</p> <p>現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p>	<p>今後は、各団地の施設の巡回時に敷地内に市が設置した以外の工作物等がないか確認します。</p> <p>また、適宜、目的外使用を行っている団体等に対し、目的外使用許可の制度及び趣旨の啓発を行うことにより、今回と同様の事案が起こらないように努めます。</p> <p>当該自動販売機は、店舗事業者が店舗の前の共用部分に設置したものであり、団地入居者や店舗利用者の通行の妨げになることから、これまでも現地訪問を行い、店舗事業者に指導を行ってきたものですが、適切な指導ができておらず、自動販売機の撤去に至っておりませんでした。</p> <p>令和5年11月13日に店舗事業者にも再度指導を行い、11月17日には1台の撤去を確認し、残りの1台についても12月8日に撤去を確認しました。</p> <p>今後は、新たに自動販売機が設置されていないか、定期的に確認を行い、再発防止に努めます。</p>	<p>住宅部</p> <p>住宅改良課</p>
---	---	-------------------------

<p>ア 公金外現金の管理</p> <p>堺市地域公共交通活性化協議会に係る公金外現金について、令和 5 年 9 月 14 日に現金出納簿の調査を行ったところ、8 月以降の収支を記載していなかった。</p>	<p>御指摘を受け、令和 5 年 9 月 14 日に 8 月 1 日以降の収入・支出に係る決裁文書及び予算管理台帳を基に、収支を記載し、同日に取扱いの規定を基に、収入・支出があった際は速やかに現金出納簿を作成する旨、公金外現金取扱管理者、収支整理者、出納取扱者で確認しました。</p> <p>また、通帳を保管する鍵付きの保管場所に、当該手続の手順を掲示しました。</p>	<p>交通部 公共交通担当</p>
---	---	-----------------------